

## 福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱

制定	平成20年3月31日	19林政第4302号
改正	平成22年1月28日	21林振第2499号
	平成25年3月29日	24林振第3416号
	平成26年1月6日	25林振第1339号
	平成30年4月1日	29林振第4359号
	平成31年3月29日	30林振第3868号
	令和2年12月22日	2林振第3611号
	令和5年3月29日	4林振第4710号
	令和8年4月7日	7林振第2242号

### (趣旨)

第1条 知事は、森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、市町村長等に対し、これに要する経費について、予算の範囲内において、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等（以下「補助金等」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において「補助金等」とは、県が県以外のものに対して交付する補助金及び交付金をいう。
- この要綱において「補助事業等」とは、補助金及び交付金の交付決定を受けた事業をいう。
  - この要綱において「補助率等」とは、補助率及び交付率をいう。

### (対象事業)

第3条 補助金等の交付の対象となる事業は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の公的な補助金、負担金その他の交付を受けるものは対象としない。

### (事業主体)

第4条 補助金等の交付の対象となる事業を実施する者（以下「事業主体」という。）は、別表に定めるとおりとする。

### (対象経費及び補助率等)

第5条 補助金等の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金等の交付申請)

- 第6条 事業主体は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 事業主体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108

号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合には、この限りでない。

(補助金等の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号により事業主体に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に当たって、別に定める条件を付することができる。

(事業変更等の承認)

第8条 事業主体は、前条の規定により補助事業等について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)「森林づくり活動公募事業」において、補助金の額が交付決定額に対して30パーセントを超えて減額となるとき

(2)「展示林整備事業」において、交付金の額が交付決定額に対して増又は30パーセントを超えて減額となるとき

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業等の中止又は廃止)

第9条 事業主体は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認する場合において、必要に応じ、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(概算払)

第10条 事業主体は、補助金等の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等の全部又は一部について概算払をするものとする。

(状況報告)

第11条 事業主体は、補助事業の遂行又は支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 事業主体は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別に定める期日までに、実績報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

2 事業主体は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が明らか

な場合には、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

- 3 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業主体は、第1項に規定する実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等があることが確定した場合には、様式第7号により、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、事業主体は、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金等の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### （補助金等の額の確定及び返還）

第13条 知事は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等の額を確定し、様式第8号により事業主体に通知するものとする。

- 2 知事は、事業主体が不正若しくは虚偽の申請をし、これによって補助金等の交付を受けたことが明らかになった場合又は別表に規定する事業対象外の団体であることが判明した場合には、補助金等の交付決定を取り消し、補助金等の全部又は一部の返還を命じることがある。

#### （公表）

第14条 知事は、補助事業等に係る実績等を広く県民に公表し、透明性の高い運営に努めるものとする。

#### （関係書類の保管）

第15条 事業主体は、補助事業等についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入額及び支出額を記載し、補助金等の用途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業主体は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業等の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### （書類の経由）

第16条 この要綱の定めるところにより、事業主体が知事に提出すべき書類は、事業実施場所を管轄する農林事務所長を経由しなければならない。

- 2 前項の定めるところにより、知事に提出すべき書類は、正副2部とする。

#### （財産処分の制限）

第17条 規則第20条の規定に基づき知事が定める期間とは、当該財産の耐用年数とする。

- 2 規則第20条第2号の規定に基づき知事が定める財産は、1件あたりの取得価格が50万円以上のものとする。

#### （その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、令和9年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）  
（対象事業、事業主体、対象経費及び補助率等）

1. 森林づくり活動公募事業（補助金）

県民参加による森林づくりを推進するため、県民自らが企画立案し、実行する森林づくり活動に要する経費を支援する。

事業区分	事業主体	対象経費	補助率等
<p>(1) 森林の整備・保全</p> <p>(2) 森林・林業の普及</p> <p>(3) その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>県内に事務所を有するボランティア団体、NPO等</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象外とする。</p> <p>(1) 国、地方公共団体</p> <p>(2) 営利を目的とした団体</p> <p>(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体</p> <p>(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、又は代表者若しくは役員が暴力団員(暴力団員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である団体、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体</p> <p>(5) 当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できない団体</p> <p>(6) 当事業において、活動内容の公表に異議がある団体</p>	<p>(1) 報償費</p> <p>(2) 旅費</p> <p>(3) 需用費</p> <p>① 消耗品費</p> <p>② 燃料費</p> <p>③ 印刷製本費</p> <p>④ 修繕費</p> <p>⑤ 資材購入費</p> <p>(4) 役務費</p> <p>(5) 使用料及び賃借料</p> <p>(6) その他知事が必要と認めるもの</p> <p>(注) 以下の経費については補助対象経費としない。</p> <p>① 団体等の日常的な活動に要する経費(組織の運営管理費等)</p> <p>② 高額な謝金等が必要な外部講師の招請に要する経費(報償費、旅費等)</p> <p>③ 事業実施を外部へ委託するための経費</p> <p>④ 活動参加者に対する報償費、賃金、旅費</p>	<p>補助率は、補助対象経費が80万円以下の部分は10/10以内とし、補助対象経費が80万円を超える部分は、補助対象経費の2分の1以内を加算。ただし、補助金の上限額は100万円とする。</p> <p>なお、補助金の単位は千円単位とする。(千円未満切捨)</p>

## 2. 展示林整備事業（交付金）

県民が森林や木に触れあう機会を拡大するため、市町村が実施する展示林整備に要する経費を支援する。

事業主体	対象経費	補助率等
市町村	(1) 調査費、用地費及び 補償費 (2) 本工事費 (3) 工事雑費 (4) 事務雑費	10/10以内

年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体）

年度 事業補助金（交付金）交付申請書

年度において、下記のとおり 事業を実施したいので、補助金（交付金）を交付されるよう、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助（交付）対象経費 金 円

2 補助金（交付金）の額 金 円

3 関係書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他関係書類

4 事業完了予定年月日 年 月 日

（注）（1）事業計画書、（2）収支予算書の様式及び（3）その他関係書類については、事業ごとに別途定めるものによること。

様式第2号（第7条関係）

公印省略

第 号

（事業主体）

年 月 日付で申請のあった 年度福岡県 事業補助金（交付金）については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）及び福岡県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱（平成20年3月31日付19林政第4302号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

福岡県知事 氏 名

記

- 1 事業主体は、規則、要綱のほか、福岡県 事業実施要領の規定を遵守しなければならない。
- 2 事業主体は、事業主体が不正若しくは虚偽の申請をし、これによって補助金（交付金）の交付を受けたことが明らかになった場合には、交付を受けた補助金（交付金）を返還しなければならない。
- 3 事業主体は、補助金（交付金）に係る収支簿及び証拠書類を整備し、当該事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体）

年度福岡県 事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金（交付金）交付の決定のあった 年度福岡県  
事業を、下記のとおり変更したいので、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要  
綱第8条の規定に基づき、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金（交付金）交付申請額 金 円（前回の申請額 金 円）

4 関係書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

5 事業完了予定年月日 年 月 日

（注）（1）事業計画書及び（2）収支予算書の様式については、事業ごとに別途定めるものによること。

（注）事業計画書、収支予算書については、変更部分を2段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体）

年度福岡県 事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金（交付金）交付の決定のあった 年度福岡県  
事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等  
交付要綱第9条の規定に基づき、承認されたく申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体）

年度福岡県 事業補助金（交付金）概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金（交付金）交付の決定のあった 年度福岡県  
事業について、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第10条第  
1項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

事業名	事業費	交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		未受領額 (A-B-C)		事業完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合計	円	円	円	%	円	%	円	%		

2 概算払を必要とする理由

（注）添付する関係書類については、事業ごとに別途定めるものによること。

年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体）

年度福岡県 事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金（交付金）交付の決定のあった 年度福岡県  
事業を下記のとおり実施したので、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第  
12条第1項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 その他関係書類

（注）（1）事業成績書、（2）収支精算書の様式及び（4）その他関係書類については、事業ごとに別途定めるものによること。

年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体）

年度福岡県 事業補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付 第 号で補助金（交付金）交付の決定（変更交付決定）のあった  
年度福岡県 事業補助金（交付金）について、福岡県県民参加の森林づくり推進事  
業補助金等交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金（交付金）の額の確定額<br>（ 年 月 日付 第 号による額の確定額）  | 金 | 円 |
| 2 | 補助金（交付金）の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額等  | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等   | 金 | 円 |
| 4 | 補助金（交付金）返還相当額（3－2）<br>（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。<br>なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。<br>・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）<br>・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し<br>・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）<br>・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料） | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合、その状況を記載<br>〔 〕  |   |   |
- （注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第8号（第13条関係）

公印省略

第 号

（事業主体）

年 月 日付で実績報告のあった 年度福岡県 事業補助金（交付金）については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）及び福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第13条第1項の規定に基づき、金 円に確定します。

年 月 日

福岡県知事 氏 名

- 1 消費税法第45条第1項の規定に基づく確定申告により、当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱様式第7号を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還すること。
- 2 当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又はない場合であっても、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱様式第7号に当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等の取扱い状況等を記載し、 年6月30日までに知事に提出すること。